「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等に対する意見公募手続きの結果について

令和８年８月１９日
経　済　産　業　省
貿易経済安全保障局
貿易管理部貿易管理課

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等に対する意見募集について、令和８年６月１２日から令和８年８月１日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

なお、行政手続法第四十三条第二項及び第三項の規定に基づき、提出意見の整理等を行っています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	漁船による日本の港を経由しない直接輸出について、条文の移動がされている様だが、その中で「条約に基づく日本国許可・証明書」の義務付けが、取りこぼされているので修正すべきだ。 改正前には「条約に基づく日本国許可・証明書の発行を受けた場合に限る。」と明示されていたものが、改正後には書類上の記載注意に格下げされている。これでは、法文の読み方によっては 抜け穴が出来てしまう。 改正後の文章にも、明確に無許可・無証明の直接輸出を禁じる一文を残すべきだ。	別紙１へのご意見と理解いたしました。 今回の改正において、重複した記載や記載箇所の改正を行いましたが、ワシントン条約上締約国に求められる義務の履行については変更を行っておりません。 洋上輸出の輸出承認証については、本通達の５（４）ロ）により「本輸出承認証により輸出する際は、本輸出承認を受けた範囲内で、『絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書』に係る申請手続を行い、発行された同輸出許可・証明書の原本を税関に提示し、当該書類の１５欄に数量確認を受けること。」との条件が付されますので、日本国許可・証明書の発行を受けた場合に限り輸出が可能であることについては変更ありません。

2	「水産物を洋上輸出する場合（漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第３６条第１項に基づく農林水産大臣の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）が主たる漁業根拠地等を出港してから帰港するまでの間に、外国の領海及び外国の排他的経済水域以外で採捕した水産物を、本邦に帰港又は寄港することなく直接外国に向けて輸出する場合に限る」といった、公海を「領海・排他的経済水域以外」に言い換える文言が多々含まれる様になっているが、日本の排他的経済水域も（日本が漁業を管轄するとはいえ）公海の一部であり、国際的な保護を優先すべき領域である。 日本の排他的経済水域も「公海」に準じて扱い、「領海・排他的経済水域以外」ではなく「日本の領海以外」と 改めるべきだ。	ご指摘の箇所は、昨年末に行われた第２０回ワシントン条約締約国会議（COP20）の結果を受け、本年３月５日より、外国の排他的経済水域で採捕したワシントン条約規制対象種については、当該外国がCITES輸出許可書を発行することになったため、「外国の領海及び排他的経済水域以外で採捕した水産物」が洋上輸出の対象である旨明記したものです。 日本の排他的経済水域で採捕されるワシントン条約規制対象種については、同条約上の規制対象種であり、日本がCITES輸出許可書等を発行します。
3	「公海」の表現が変わっているが、これでは「日本の排他的経済水域」が、保護規制の対象から外れてしまうのではないか?日本の排他的経済水域も保護規制下に置かれる様、表現を改めるべきだ。	２．をご参照ください。
4	本改正案の趣旨自体には一定の理解を示しますが、 ワシントン条約関連制度の実効性を高めるためには、単なる書類・コード整備ではなく、 ・虚偽申告に対する罰則強化 ・悪質事業者名の公表 ・繰り返し違反を行う事業者への輸出入停止措置 ・名義変更や別法人化による逃避への対策 ・クーリエ、EC プラットフォーム、決済事業者との情報共有強化 等を含めた実効的な執行体制の強化が必要であると考えます。	ワシントン条約に基づく適正な取引管理の重要性についてご理解いただきありがとうございます。 ご指摘を踏まえ、引き続き関係機関とも連携しつつ、ワシントン条約及び関連規定に基づき、ワシントン条約規制対象種に対する輸出入手続き及び輸出入実務の円滑かつ確実な運用実施の両立に努めてまいります。
5	改正前の「公海」が「外国の領海及び外国の排他的経済水域以外」に置き換えられているが、改正前の漁業法（昭和 24 年）では、公海は 200 海里の領海を除いた部分のはずだ。 公海の定義は 1962 年（昭和 37 年）に更新されている。 これを考慮していない 当改正案では、従来規制海域に含まれていたはずの日	２．をご参照ください。

	本の排他的経済水域が、規制から外れてしまうのではないか? 国際法との齟齬が起きないよう、「日本の排他的経済水域」も規制海域に含め、表現を「日本の領海以外」に改めるべきではないのか。	
6	1. 英語表記(Instructions)の明確な修正指示の追加 別紙5(7ページ)のコード「X」や「A」の定義において、日本語側だけが修正され、英語側が「現行」のまま放置されているように見える点が最も容易かつ迅速に直せるポイントです。 改善案: コード「X」の英語欄には、日本語の「生物」削除に対応する箇所(該当する英語表現がある場合)を削る、または単なる形式変更であれば「(変更なし)」や新旧の対照が分かる形に英語の文言を書き換える。 コード「A」の英語欄も、日本語の「非商業目的で繁殖させたもの」という制限追加と完全に整合するよう、英語の修正箇所(下線や取消線など)を明確に配置し直す。 2. 楽器証明書(別紙5)における局名の書き換え 別紙5(6ページ)の「日本国管理当局」欄で、旧局名(Cooperation Bureau)を削っただけで終わっている箇所があります。 改善案: 別紙2(10ページ等)の表記と合わせて、新局名である"Trade and Economic Security Bureau"(貿易経済安全保障局)という文言を「改正後」の欄にはっきりと追加する。これにより、英文証明書を発行する際の発行元組織名が明確になります。 3. 省内における「内閣府」等の組織名表記の統一 別紙1と別紙2で「内閣府沖縄総合事務局」と「沖縄総合事務局」の表記が混在している点、および「貿易経済安全保障局」と「経済産業局」の管轄の書き分けの整理です。 改善案: 省内で統一したルール(例:正式名称である「内閣府沖縄総合事務局」に統一する、担当課室はすべて「貿易経済安全保障局」に揃えるなど)に	ご意見１．について ご指摘の箇所については、条約決議に定められた定義に即した適切な和文表現とする観点から見直しを行っており、英文・和文については整合する内容となっております。 ご意見２．について ご指摘の箇所については、旧局名のうち”Cooperation”を削除し、新局名の”Security”を追記する形としております。 ご意見３．について ご指摘を踏まえ、別紙２のⅢ３（５）の「経済産業局及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課」について、「経済産業省経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の商品輸出担当課」と修正させていただきました。

	基づき、各別紙の「改正後」の文言を機械的に置換・統一する。	
7	意見①：洋上輸出の対象種の拡大に対する懸念 該当箇所： 4ページ、承認要件（2） 意見内容：ヨシキリザメ（*Prionace glauca*）について要件が詳細になった点は評価するが、将来的な対象種拡大を行う場合は、国際的な資源評価機関の合意を必須要件とすることを規定に明記すべきである。 理由： IUCN レッドリスト（2020 年）においてヨシキリザメは「準絶滅危惧（NT)」に指定されており、個体群動態の不確実性が高い。包括助言制度のみでは、漁獲圧の累積的影響を見落とすリスクがある（出典：IUCN Red List, *Prionace glauca*, 2020)。 意見②：ニホンイシガメの繁殖証明書類の実効性 該当箇所： 2ページ 意見内容： ニホンイシガメの繁殖証明として「繁殖業者が証明した書面」を認めているが、第三者機関による確認を要件に加えることを検討すべきである。 理由： ニホンイシガメは環境省レッドリスト 2020 で「絶滅危惧 IB 類（EN)」に指定され、野生個体の密輸・違法採取が継続的に報告されている。自己申告による証明のみでは野生個体の「洗浄」を防止する実効性に疑問がある（出典：環境省レッドリスト 2020；亀田ほか，爬虫両生類学会報，2019)。 意見③：出所コードの定義明確化（Ｙコード新設） 該当箇所： 8ページ 意見内容： 新設されるコードＹ（補助生産の植物）の「補助生産」の定義を規	ご意見①について 洋上輸出に関しては、記載箇所や書きぶりの変更を行っておりますが、承認要件等については、現行から一切変更しておりません。また、将来的に対象種の拡大を行う場合には、ワシントン条約及び決議に則り、必要に応じ適切な対応を行います。 ご意見②について ニホンイシガメの繁殖証明については、改正後の案にある通り、繁殖実施状況を示す書面として、「繁殖業者が証明した繁殖実施状況を示す書面」等のほか、「繁殖施設の構造及び規模を示す書面」及び「繁殖施設における当該個体の最大飼育可能頭数及び推定年間繁殖数並びにそれぞれの算出根拠を示す書面」を提出することを義務づけており、これら複数の書面を確認することによって繁殖証明を確認しています。 なお、ニホンイシガメについては、令和２年（2020 年）に公表された環境省のレッドリスト 2020 において「準絶滅危惧（NT)」と評価されていましたが、令和８年（2026 年）３月に最新の環境省レッドリストとして公表された「第５次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類)」において「絶滅危惧 II 類（VU)」と評価されています。 ご意見③について 出所コードの定義については、締約国会議等の議論を経て原則条約決議において定められているものであり、現状、コードＹ（補助生産の植物）の定

	程本文中に明示するか、参照先を具体的に記載すべきである。 理由： 決議 11.11 の定義は専門的であり、申請者が誤ったコードを使用するリスクがある。コードの誤用は年次報告書の統計的信頼性を損ない、条約事務局による国際的なモニタリングの精度低下につながる（出典：CITES Resolution Conf. 11.11 (Rev. CoP19)）。 意見④：懸念のある取引への管理強化（許可基準の追加） 該当箇所： 5ページ、（3）許可基準（チ）（リ）（ヌ） 意見内容： 条約締約国会議・常設委員会の禁止勧告への適合（チ）、事前協議義務（リ）、その他の誠実履行基準（ヌ）の新設は評価する。ただし、各基準の判断主体・手続きを規程上に明示すべきである。 理由： 基準が抽象的なままでは運用の一貫性が保てず、恣意的な許可・不許可が生じうる。COP20 において透明性の高い執行メカニズムの構築が求められており（CITES COP20 Doc.17）、国内規程にも判断フローの明文化が必要である。 意見⑤：外国籍船による洋上輸出の新設手続き 該当箇所： 4ページ、（注）外国籍船による洋上輸出 意見内容： 外国籍船が我が国 EEZ で採捕した附属書掲載種を直接輸出する新規手続きにおいて、日本の科学当局による個別の非有害性判定（NDF）を義務付けることを規定に明記すべきである。 理由： 改正案では許可証の写し等の書類確認にとどまっており、採捕量の累積的影響評価が不十分である。CITES 条約第 4 条は NDF を輸出許可の前提とし、外国籍船による採捕であっても EEZ 内であれば日本が輸出国として責任を負う（出典：CITES 条約第 4 条；COP20 修正決議）。	義については、条約決議 11.11 以上のものがないことをご理解いただけますと幸いです。 ご意見④について 本規定は事務局が発出する取引停止勧告の誠実な履行等を想定して追加したものであり、各基準の判断主体や手続きをあらかじめ網羅的に記載することは困難です。事務局が発出する通知等により懸念のある取引への管理が新たに強化される場合には、経済産業省ホームページでの情報提供等を通じ、その周知に努めてまいります。 ご意見⑤について 我が国の排他的経済水域で外国籍船が操業を行うためには、漁業主権法に基づく許可が必要となりますが、現時点で当該許可を受けている外国籍船は無いことから、今回は提出書類の整備のみに記載をとどめております。今後、外国籍船が当該許可を受ける可能性がでてきた場合には、我が国の科学当局による NDF の必要性も含め、申請手続きについてより詳細に規定したいと考えます。
8	【具体的な意見内容】 1. 罰則の抜本的な厳罰化と抑止力の強化	4．をご参照ください。

	野生動物の密輸（特にヤドカリ等）は、仕入代金や採取コストが実質的にかからないため、検挙された際の罰金が低額である場合、コストとして相殺され犯罪抑止力としてまったく機能していません。不法行為によるリスクが利益を下回らないよう、罰金刑の引き上げを含めた抜本的な厳罰化を求めます。 2. 自由刑（禁錮・懲役等）の適用と強制送還体制の徹底 単なる罰金刑に止まらず、悪質な密輸事犯に対しては自由刑を積極的に適用するとともに、外国人による違反者に対しては執行猶予中であっても速やかに強制送還が行える法執行体制の構築を求めます。 3. 不当利得（犯罪収益）の徹底的な没収および資産凍結 違反が発覚した場合、科される罰金に加え、これまでの密輸や販売等による不正な儲け額について、資金移動や取引履歴の調査を通じて徹底的に特定し、不当利得として国庫へ没収・資金凍結させる仕組みの導入・強化を求めます。	
9	意見1:ヨシキリザメに関する留保姿勢の再検討について 該当箇所: 別紙1「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部改正案のうち、ヨシキリザメ(Prionace glauca)の洋上輸出に関する新設規定全般(2(2)、3(2)第2号、4、6関係) 意見内容: ヨシキリザメに関するCITES(ワシントン条約)附属書IIへの掲載に対する日本政府の留保姿勢について、改めて妥当性を検討することを求めます。	ご意見２の理由２については、別紙４のⅠ２（３）（へ）についてのご意見と理解いたしました。 「ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、背甲長が８センチメートル未満であること」については、これまで別紙４に明確に規定されていなかったため、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続き等について」（昭和５５年１１月１日付け輸出注意事項５５第１７号）のⅢ１（３）（へ）と同一の規定を追加したものであり、審査基準等は一切変更しておりません。 ご意見３については、排他的経済水域における水揚げルール整備に対し、ご賛同いただきありがとうございます。 その他のご意見に関しては、今回の意見公募の対象外となりますが、いた

	理由: 1. 日本は2023年、ヨシキリザメを含むサメ類のCITES附属書II掲載に対し、「絶滅のおそれがあるとの科学的情報が不足していること」「地域漁業管理機関(RFMO)が適切に管理すべきこと」を理由に留保を表明しました。しかし、この判断には以下の点で再考の余地があると考えます。 2. まず、留保は「規制からの完全な離脱」を意味しません。留保を表明していない貿易相手国との取引においては、結局、輸出許可書の発給と実質的に同等の手続きが必要になります。今回の改正で、ヨシキリザメの洋上輸出について申請書類・誓約書・審査基準等が新たに詳細に整備されているのは、この実態を反映したものと考えられます。留保の実務上のメリットは限定的である一方、国際的な保全姿勢としての評価は低下しかねません。 3. 次に、日本が留保の根拠とする「RFMOによる管理」についても、現時点でヨシキリザメの正式な漁獲可能量(TAC)は、ICCAT・IOTC・WCPFC・IATTCのいずれにおいても設定されていません。ただし、2025年以降、IOTCではTAC導入に向けた管理戦略評価(MSE)が開始され、日本自身がモルディブ・パキスタン・南アフリカの提案に賛同する形でTAC導入を提案しています。WCPFCでも2026年から資源評価が新たに開始される予定です。つまり日本は、留保によりCITESでの規制を退けつつ、RFMOの場では国際的な資源管理強化を自ら推進するという、やや一貫性を欠く対応を取っています。 4. さらに、ヨシキリザメはIUCNレッドリストで「準絶滅危惧種(NT)」に分類されており、北大西洋では個体数が50%から70%減少しているとの専門家の指摘もあります。日本近海(北太平洋)の資源水準は「中位・横ばい」と評価されていますが、これは日本の漁獲分に限った評価であり、種全体の国際的な資源状況とは切り離して議論すべきものです。 5. 加えて、政府が留保の根拠としてきた「漁業に悪影響をもたらす」という	だいたご意見に関しましては、今後の貿易管理行政の参考とさせていただきます。

	主張自体、国内の研究者からもその妥当性が疑問視されています。CoP19 においてサメ・エイ類の附属書掲載提案は、IUCN サメ専門家グループとの協力により科学的根拠が明示された一方、日本などが依拠した「附属書掲載基準を満たさない」とする FAO の勧告は根拠が不明瞭で、他の締約国を説得できませんでした。また、ヨシキリザメが規制対象となったのは、フカヒレやサメ肉の状態では外見から種を識別することが困難であるため、絶滅危惧種と混同されることを防ぐ「類似種規制」の趣旨によるものであり、これは日本の漁業実態そのものへの否定的評価を意味するものではありません。研究者(遠井朗子・酪農学園大学教授、真田康弘・早稲田大学客員准教授)による分析でも、日本の留保理由は「類似種規制の趣旨および関連諸機関との協力によりサメの保全が図られてきた経緯を踏まえれば、およそ説得的とは言い難い」と評価されています。さらに、NDF(無害性証明)の取得は通常の漁獲データ収集と資源量把握で足りるものであり、電子化等の技術革新も進んでいることから、適切に制度設計されれば漁業者・加工業者への過度な負担にはならないとも指摘されています。 6. 以上を踏まえ、日本としては CITES での留保姿勢に固執するのではなく、「漁業に悪影響」論の科学的根拠を改めて精査した上で、RFMO での資源管理強化(TAC 設定等)を主導しつつ、CITES の枠組みも合法性・持続可能性の証明手段として前向きに活用する方向へ、政策を転換することを検討いただきたく存じます。 --- 意見 2:ニホンイシガメの輸出を原則禁止とすることについて 該当箇所: 別紙 2「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正案のうち、ニホンイシガメ(Mauremys japonica)の輸出	

	手続明確化に関する新設規定(2(2)(ロ)(2)、3(3)(ヘ)関係)、及び別紙1「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の適用品目に関する規定 意見内容: ニホンイシガメについては、輸出手続きを明確化・整備するのではなく、野生個体の輸出そのものを原則禁止とするよう、規定を改めることを求めます。 理由: 1. ニホンイシガメは本州・四国・九州及び周辺島嶼にのみ生息する日本固有種であり、日本国外には生息していません。2026年3月公表の環境省第5次レッドリストにおいて、2015年から続いていた「準絶滅危惧(NT)」から一段階上の「絶滅危惧II類(VU)」へと格上げされました。生息地の分断、外来種(クサガメ・ミシシッピアカミミガメ)との競合・交雑、アライグマによる捕食、そしてペット取引目的の乱獲が、格上げの主な理由として挙げられています。 2. 今回の改正案は、こうした深刻化する保全状況にもかかわらず、輸出そのものを制限する方向ではなく、輸出をより行いやすくするための申請書類・審査基準を新設するものです。「甲羅の背甲長が8センチメートル未満であること」という基準も、輸出を許可することを前提とした基準にすぎず、絶滅危惧種の格上げという事実と改正の方向性が逆行していると言わざるを得ません。 3. さらに、ニホンイシガメは2013年からCITES附属書IIに掲載され国際取引が規制されている一方、国内の種の保存法(国内希少野生動植物種)には指定されておらず、国内での捕獲・飼育・流通に対する法的な歯止めがありません。この状況で野生個体の輸出手続きを整備・明確化することは、事実	

	上、乱獲・密輸の需要をさらに掘り起こしかねません。日本にしか生息しない固有種であるからこそ、一度個体群が失われれば、国内外のどこからも再導入することができません。 4. 以上より、ニホンイシガメについては、輸出手続きの整備にとどめるのではなく、いかなる理由においても野生・人工繁殖個体輸出を原則禁止とする規定に改めるべきです。あわせて、国内における種の保存法上の保護指定の検討も強く求めます。 --- 意見 3:排他的経済水域(EEZ)における水揚げルール整備について(賛成意見) 該当箇所: 別紙 1 改正案のうち、排他的経済水域で採捕された条約附属書掲載種の取扱いに関する規定整備全般 意見内容: 本改正のうち、外国の EEZ で日本漁船が漁獲した対象種を外国の港に水揚げする際の手続簡素化、および外国船が日本の EEZ で漁獲した対象種を日本以外の港に水揚げする際の手続整備については、CITES 締約国会議の決定を適切に反映するものであり、賛成します。 理由: 条約履行の実務上、水揚げ国を輸出国として位置づける国際的な決議に整合させることは合理的であり、二重の手続き負担を回避しつつ、条約上の透明性を確保する改正として評価できます。	

※公示時の案から、一部技術的な修正をさせていただきます。